

平成30年 2月26日（月曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

---

平成30年2月26日(月曜日)

---

出席委員(6名)

委員長 前原吉宏君  
副委員長 平吹俊雄君  
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君  
福田淑子君 千葉一男君

---

欠席委員(なし)

---

委員外議員 我妻 薫君  
議長 大橋 昭太郎君

---

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 伊勢 聡君  
企画財政課長 佐々木 義則君

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 吉田 泉君  
事務局次長兼議事調査係長 高橋 美樹君

---

平成30年2月26日(木曜日) 午前9時24分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会3月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 1 件

議案 3 1 件 ( 条例 1 7 件、補正予算 7 件、予算 7 件 )

同意 1 6 件

2 ) 行財政・議会活性化調査特別委員会の設置について

3 ) 農業委員会委員の任命について

4 ) 選挙管理委員会委員、補充員の選挙について

5 ) 議員発議について

6 ) 一般質問の発言順序について 1 0 人

7 ) 会議の期間及び議事日程について

期間 3 月 2 日 ( 金 ) ~ 2 2 日 ( 木 ) 2 1 日間 ( 別紙のとおり )

8 ) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時24分 開会

委員長（前原吉宏君） おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開きます。

まず初めに、今回初めて議会運営委員会の委員長になりました前原吉宏です。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員皆様の御協力によりまして、スムーズな進行が行われますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では当委員会、全員出席でありますので、委員会は成立いたしております。

また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長に出席をしていただいております。

早速、議長からの諮問ということで、議案等について行政報告からお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） このたびの3月会議に向けまして、本日議会運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、座って説明させていただきます。

行政報告1点でございます。

美里町の空間放射線量等の測定結果について、御報告申し上げるものでございます。平成29年12月会議で報告した以降の平成29年12月1日から平成30年1月31日までの最新の空間放射線量等の測定結果を御報告申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案第54号、議案書の1ページでございます。

美里町上下水道事業経営審議会条例についてご説明申し上げます。

美里町が実施する水道事業及び下水道事業並びに地域下水処理場の健全な経営を図り、水道料金・公共下水道使用料等の改定などに関して調査・審議を行うため、町長の附属機関として美里町上下水道事業経営審議会を設置するものであります。

詳細につきましては、本会議において水道事業所長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について、何かありますか。よろしいですか。（「あ

りません」の声あり)

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書 3 ページになります。

議案第55号美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成28年4月に施行した美里町学校給食費に関する条例について、児童・生徒・園児及び職員以外の者を学校給食の対象者に加えるため、所要の改正を行うものであります。また、給食費の額等の決定に当たり、美里町学校給食運営審議会に諮問し、答申を受けることを明確にするため、必要な事項を条例に定めるものであります。

詳細につきましては、教育委員会教育長から本会議において御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について、何かありませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書 4 ページになります。

議案第56号美里町学校給食調理施設条例について御説明申し上げます。

今後、中埴小学校の給食調理場を使用する見込みがないことから、中埴小学校給食調理場を廃止し、「北浦小学校給食調理場」の名称を「北浦・中埴小学校給食共同調理場」に改めるものであります。

また、新たに美里町学校給食運営審議会を設置することから、学校給食調理施設運営委員会に関する規定を削るものであります。

詳細につきましては、本会議において教育委員会教育長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かありますでしょうか。（「ありません」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書 5 ページになります。

議案第57号美里町学校給食運営審議会条例について御説明申し上げます。

町内7カ所の学校給食調理施設において、同一の方針のもとに教育委員会が指定する業者から物資を購入し、適正で統一された料金で学校給食を提供するため、給食費の額・物資の調達

等について関係者・学識経験者等の意見を聞きたいことから、教育委員会の附属機関として美里町学校給食運営審議会を設置するものであります。

詳細につきましては、本会議において教育委員会教育長からご説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かありますでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書 8 ページになります。

議案第58号美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

人件費に係る財政負担の軽減を図るため、引き続き平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、美里町長等の給料月額を支給に当たっては給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずるものであります。

以上であります。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書 9 ページになります。

議案第59号美里町個人情報保護条例及び美里町情報公開条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）が平成28年5月27日に公布され、平成29年5月30日から施行されました。これにより、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に係る規定の新設、非識別加工情報の仕組みの導入等の改正が行われました。本町においては、これらのうち個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に係る規定について法律改正の内容を踏まえた改正を行うものでございます。

詳細につきましては、本会議において総務課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますでしょうか。（「ありません」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書11ページになります。

議案第60号美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が平成27年5月29日に成立し、国民健康保険制度は平成30年4月より都道府県が財政運営の責任主体となることとなりました。これに伴い、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることとなりました。国民健康保険の都道府県化に伴い、現行制度においては国民健康保険税は国民健康保険事業に要する費用等に充てるものとされておりましたが、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てるものとされたことから、課税目的を改正するため所要の改正を行うものであります。

また、宮城県から示された市町村国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を参考に、美里町国民健康保険税の所得割額及び平等割額の按分率について見直しを行うものであります。

詳細につきましては、本会議において税務課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますでしょうか。福田委員。

委員（福田淑子君） 理由の中で、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったというふうに理由ではなっているんですけども、この間の全協で保険者は誰ですかという話をしたら、町と県だという話なので、この文章からだと県になっているんですね。責任主体というか、保険者としての扱いはこれでいいのですか。

総務課長（伊勢 聡君） 責任主体と保険者というのは、ちょっと意味合いをよく調べてみないとわからないのですが、一応表現といたしましては今お話ししたとおり責任主体はまず宮城県で、保険者は県と町だということの説明を受けております。

委員（福田淑子君） よろしいです。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。

吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 確認だけ。

さきの全協で、要するに高額納税者の打ち切り限度額、最高額の、これちょっと私の解釈が間違っているんだか、4万円上がるということのお話を受けたような記憶があるんだけど、

この資料を見ると限度額変わらないの、財源とかね。要するに、国に健康保険の部分の1号被保険者に係るやつの最高額は54万円、基礎54万円ですよ。後期高齢は19万円、介護納付額は16万円ということで、全協での説明が間違っていたのか、こっちが間違っているのかね。今、合計出したら89万円でしょう、総額。それが4万円だとかという説明あったんだよね。別に上げてけると言っているんでなくて、確認。あくまでも全協というきちとした会議での説明が事前にあったものだから、そののちだけ確認したい。

総務課長（伊勢 聡君） ちょっと確認させてください。

委員長（前原吉宏君） じゃあ、よろしくお願いします。

ほかはよろしいですか。その確認は、どの時点で。

じゃあ、休憩します。

総務課長（伊勢 聡君） お願いいたします。

午前 9時40分 休憩

---

午前 9時48分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、初めに吉田委員さんからの御質問にございましたが、全員協議会でお答えしたのは今後地方税法の改正を待って、それが通った後の値上げの額をお話ししたということで、前年ですけれども通常3月31日に法律が成立いたしまして、4月1日から施行になっておりまして、専決処分させていただく予定で今進めているということでございます。よろしいでしょうか。例年、そういうふうな形になっているということでございまして、全員協議会で今後の予定の金額をお話しさせていただいたと。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。

委員（吉田眞悦君） いや、要するに地方税法の改正が今後行われますよと。その中に国保税の限度額も、限度額だけでないんだね、結局減になる人たちの関係もその中で出てくると。この間全員協議会でお話ししたのは、そういう予定がありますということでお話ししたと。まだそれは決まっていないから、現行は現行のままだよと、まだ、今回提案する部分についてはという。

だから、まだ決まっていないことだけれども、そういうふうな予定で今税法改正が進んでいるということなんだね。新たにまたそれに伴って、当然うちのほうのこの関係についてももう一回議案として出てくるということでもいいのかな。それとも、さっき言ったように専決処分



やってしまうと。

総務課長（伊勢 聡君） ちょっとその辺は、まあ去年の例でございまして、正確にはまだその辺は決まっておられません。

委員（吉田眞悦君） 中身についてはわかったけれども、あとはそれをどのように出すかね。今後のことだから、今議会には関係ないけれどもよく相談してみて。

総務課長（伊勢 聡君） わかりました。ありがとうございます。

委員長（前原吉宏君） 皆さん、よろしいですか。

総務課長（伊勢 聡君） それから、福田委員さんからの御質問だったんでございますが、これは右のほうに記載しております都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体とされることとなったと、これはこれで宮城県が責任主体ということで、これは間違いないということでございます。それで保険者でございますが、保険の内容としまして保険給付、それから賦課徴収、それから保険事業等々ございますが、これらにつきましては多くは町が行うものでございますが、宮城県とかかわりを持って、当然宮城県のほうで方針案等つくって、それを美里町がそれに基づいて事業運営を行っていくということで、保険者は県と町だということで間違いないこととでございます。

委員長（前原吉宏君） 吉田委員、よろしいですか。

千葉委員。

委員（千葉一男君） 後から来て、今の説明ですけれども、ちょっといいですか。

今の説明でよくわかるというか、わかるんだけれども、実態はね。だけれども、保険者というのが2人存在するわけですね、基本的に今の説明だと。そうですね。だからか、その2人の関係がまたどうなのかということが出てきますね、そうすると。

総務課長（伊勢 聡君） まあ、そういう関係といたしますか……。

委員（千葉一男君） その辺のことね、実態はよくわかりますよ。だけれども実行責任者は町がいろいろな作業を含めてやるんだらうと思うんですけども、保険者というのが2人というのはなかなか形態としてないように思うんで、それは後から議会で聞けばいいのだけれども、説明できるようにひとつよろしくお願いします。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。

ほかに何か、皆さんから。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書の14ページになります。

議案第61号異常気象災害による農作物災害の被害者に対する町税の軽減または免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）が、平成29年6月23日に公布され、原則として平成30年4月1日から施行されることとなりました。これにより、農業災害補償法（平成22年法律第185号）の題名が農業保険法に改められることから、引用する規定の改正を行うものであります。

詳細につきましては、本会議において税務課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「ありません」の声あり）

それでは、次をお願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書15ページになります。

議案第62号美里町企業立地促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第40号）が平成29年6月2日に公布され、同年7月31日に施行されました。これに伴い、法律の題名が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展と基盤強化に関する法律に改められ、同法第4条に基づく美里町を含む宮城県の基本計画が国へ提出され、平成29年12月12日に同意されました。美里町においても本条例の題名を改めるほか、対象区域及び対象業種などの課税免除の適用範囲について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、本会議において税務課長から説明申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいま説明について何かございますか。よろしいですか。（「ありません」の声あり）

それでは、次をお願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書17ページになります。

議案第63号美里町土地開発基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

土地開発基金につきましては、道路・河川・学校などの公共事業に利用予定の土地を事業の正式な着手に先立って先行して取得する目的で、旧小牛田町では昭和45年、旧南郷町では昭和46年にそれぞれ設置され、平成18年1月の両町の合併による統合により、現在の土地開発基金に至っております。合併後は、土地開発基金を活用した大規模な先行用地取得の実績及び先行

用地取得の予定がないことから、基金の額を減額するものであります。

詳細につきましては、本会議において企画財政課長から御説明申し上げます。

以上であります。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。千葉委員。

委員（千葉一男君） この基金ですけれどもね、探して見つからないんで、どこに書いてあるんだか。一般の我々いただいた資料の中で、どこにもこの基金が出ていないと思うんですが、どこにこれ記載されているんですかね。

企画財政課長（佐々木義則君） 金額ですか。金額については、決算の財産に関する調書のところに。

ただ3億8,000万円ちょうどの金額、定額基金なんですけれども、それに対して利子とかそういう運用部分の収入もありますので、現実的にはちょうど3億8,000万円ではないんですけれども。

委員（千葉一男君） じゃあ、それは決算の中に書いていますよということでもいいですね。ちょっと見つからなかったの、ありがとうございます。

委員長（前原吉宏君） ほかによろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書18ページになります。

議案第64号美里町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本町では、これまで出生から15歳に達する日の属する年度の末日までに診療を受ける子供に係る医療費の一部負担金について、全額助成してまいりました。しかし、本町においては今後保育環境の整備を初めとした子育て施策の充実を図っていかなければなりません。本町における今後の施策の遂行と、子ども医療費助成制度の両立を図らなければならないことから、助成対象者のうち6歳に達する日の属する年度の翌年度の初日から15歳に達する日の属する年度の末日までに診療を受ける子供の医療費について、入院以外で保険医療機関による初診または初検を受ける場合、その保護者に助成対象者1人につき月額2,000円を限度として初診または初検1回につき保険医療機関の窓口で500円を負担していただき、その額を差し引いた額を助成することとするものであります。

詳細につきましては、本会議において子ども家庭課長から御説明申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。

それでは、次お願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書19ページになります。

議案第65号美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が平成27年5月29日に公布され、平成30年4月1日から施行されることにより、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部が改正され、都道府県と市町村にそれぞれ国民健康保険事業に関する協議会を置くとともに、それぞれで審議すべき国民健康保険事業の運営に関する事項が規定されました。これに伴い、美里町国民健康保険運営協議会で審議すべき事項を市町村が審議すべき国民健康保険事業の運営に関する事項に限定するため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、本会議において町民生活課長から御説明申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいま説明について何かございますか。よろしいですか。（「ありません」の声あり）

それでは、次お願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書20ページになります。

議案第66号美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が平成27年5月29日に公布され、平成30年4月1日から施行されます。これに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部が改正され、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合は、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることから、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、本会議において町民生活課長から御説明申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明で何かございますか。よろしいですか。

それでは、次お願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書21ページになります。

議案第67号美里町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

介護保険制度では3年に一度今後3年間の事業計画を策定し、介護保険料を算定することとなっております。本町においても、今後の高齢者人口、要介護認定者数やサービス必要量の推移等を勘案し、平成30年度から平成32年度までを計画期間とした第7期介護保険事業計画を策定いたしました。この事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの保険料率を定め、保険料基準額については現行の月額5,600円から月額5,900円に改定するものであります。

詳細につきましては、本会議において健康福祉課長から御説明申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明に何かございますか。よろしいですか。

それでは、次をお願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書22ページになります。

議案第68号美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）が平成30年1月18日に公布され、平成30年4月1日から施行されることにより、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、新たな介護保険施設として位置づけられた介護医療院の規定の整備、共生型地域密着型サービスの基準の創設及び指定地域密着型サービス事業者等の身体拘束等の適正化を図るための規定の追加並びに指定地域密着型サービスの事業に係る定期巡回型サービスの専任要件等の緩和、地域密着型サービスの運営推進会議の開催方法の見直しなどであります。

詳細につきましては、本会議において健康福祉課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書32ページになります。

議案第69号美里町排水設備等指定工事業者に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

宮城県排水設備工事責任技術者試験等実施委員会において排水設備工事責任技術者の登録有効期間等の取り扱いを統一することとされたことに伴い、本町においても当該統一された基準に従い所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、本会議において下水道課長から御説明申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。

それでは、次お願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書33ページになります。

議案第70号美里町道路占用料条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第2号)が平成29年1月18日に公布され、平成29年4月1日に施行されたことにより、国道の占用料の額等が改正されたことから、本町においても国に準じて占用料の額を改正するものであります。

詳細につきましては、本会議において建設課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明に何かございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案第71号から第77号の補正予算につきましては、企画財政課長から御説明申し上げます。

企画財政課長（佐々木義則君） 企画財政課長の佐々木です。本議会もよろしく願います。

それでは、座って説明させていただきます。

それでは、議案第71号平成29年度美里町一般会計補正予算（第10号）について説明させてい

たきます。

議案書は38ページからになります。

予算本文第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,729万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4,269万3,000円といたしました。

詳細につきましては、事項別明細書のほうで御説明申し上げます。

まず初めに、歳出でございます。議案書71、72ページになります。1款議会費で312万円減額いたしました。1項議会費の議会費で312万円減額いたしました。

2款総務費で1,365万円減額いたしました。議案書72、74ページになりますが、1項総務管理費の一般管理費に退職手当組合負担金1,079万7,000円追加いたしました。

次に、議案書75、76ページになります。財産管理費でふるさと応援基金積立金450万円減額いたしました。

ページ飛びまして、79、80ページになります。3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費で、通知カード・個人番号カード関連事務交付金255万2,000円減額いたしました。

次に、81、82ページになります。4項選挙費の宮城県知事選挙費で253万7,000円、衆議院議員総選挙費632万9,000円それぞれ減額いたしました。

3款民生費で1億1,316万3,000円減額いたしました。

議案書85、86ページのほうになります。1項社会福祉費の社会福祉総務費で臨時福祉給付金2,992万5,000円減額いたしました。高齢者福祉費で敬老事業253万円、老人保護措置事業372万8,000円、それぞれ減額いたしました。

87、88ページになります。国民健康保険費で国民健康保険特別会計繰出金1,476万5,000円減額いたしました。後期高齢者医療対策費で後期高齢者医療特別会計繰出金260万4,000円減額いたしました。介護保険で介護保険特別会計繰出金1,734万4,000円減額いたしました。

次、89、90ページになります。2項児童福祉費で児童福祉総務費に他市町保育所委託事業482万3,000円追加いたしました。児童措置費で児童手当給付事業2,168万2,000円減額いたしました。

次に、91、92ページになります。保育所費で小牛田保育所保育士講習598万9,000円、南郷保育園保育士講習366万5,000円、それぞれ減額いたしました。保育士講習につきましては、頭書小牛田保育所及び南郷保育園の非常勤職員46人の採用を見込み、ハローワーク等を通じ職員の募集を行ってまいりましたが、最終的に非常勤職員の採用は41人であったため、減額するものでございます。

次に、児童館費で980万円減額いたしました。放課後児童指導員報酬の減額が主なものであり

ます。当初児童館の非常勤職員30人の採用を見込み、ハローワーク等を通じ職員の募集を行ってまいりましたが、最終的な非常勤職員の採用は26人であったため減額するものであります。

次に、4款衛生費に328万3,000円追加いたしました。議案書95、96ページになります。1項保健衛生費の健康増進費で839万1,000円減額いたしました。各種がん検診委託料及び放射性物質汚染稲わら等の収集運搬従事者等健康診査業務委託料の減額が主なものでございます。

次に、97、98ページになります。2項衛生費のじんかい処理費に大崎地域広域行政事務組合ごみ処理費負担金1,497万4,000円追加いたしました。これは、新リサイクルセンターの建設工事に対して国から町に交付される震災復興特別交付税を追加負担金として納付するものでございます。

5款労働費で7,000円減額いたしました。

6款農林水産業費で2,288万8,000円減額いたしました。

99、100ページになります。1項農業費の農業振興費で機構集積協力金交付金979万6,000円減額いたしました。

次に、101ページ、102ページになります。畜産業費で優良繁殖牛貸付基金事業貸付金700万円減額いたしました。農地費で県営農地整備事業負担金786万6,000円減額いたしました。

次に、103ページ、104ページになります。農業集落排水事業費に下水道事業会計農業集落排水事業補助金498万7,000円追加いたしました。

7款商工費で113万4,000円減額いたしました。1項商工費の商工振興費で中小企業振興資金融資保証料補給金65万8,000円減額いたしました。

次に、105ページ、106ページになります。8款土木費で1億1,719万4,000円減額いたしました。1項土木管理費の土木総務費で急傾斜地崩壊対策事業分担金345万円追加いたしました。これは、県が事業主体である素山地区の急傾斜地崩壊対策事業に伴う分担金の追加でございます。

2項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費で橋りょう点検・長寿命化計画策定業務委託料2,236万3,000円、それから次のページになりますが、道路橋りょう改修工事請負費1,052万3,000円、それぞれ減額いたしました。道路新設改良費で、測量設計業務委託料1,202万9,000円、道路改良工事請負費7,815万円、それぞれ減額いたしました。いずれも国の社会資本整備総合交付金が減額されたことによるものでございます。

4項都市計画費の公園費に平針農村公園用地購入費500万円追加いたしました。これは、美里町土地開発基金の財産になっている土地を一般会計で購入するものでございます。

続きまして、109ページ、110ページになります。5項住宅費の住宅構造改革事業費で木造住



宅耐震改修工事補助金120万円、木造住宅耐震改修工事促進補助金100万円、それぞれ減額いたしました。

9 款消防費で1,054万5,000円減額いたしました。1 項消防費の消防施設費で消火栓設置工事負担金280万8,000円、それから次のページになりますが、災害対策費で戸別受信機設置補助金591万円、それぞれ減額いたしました。

続きまして、10款教育費に5,112万5,000円追加いたしました。議案書113ページ、114ページになります。1 項教育総務費の事務局費に中学校建設用地適地選定業務等委託料2,200万円追加いたしました。これは、中学校建設用地の選定及び施設概要等の計画策定を行うものでございます。

続きまして、121ページ、122ページになります。4 項幼稚園費の幼稚園費で預かり保育員報酬281万1,000円減額いたしました。

次、123ページ、124ページになります。6 項保健体育費の体育施設費に中埜運動場用地購入費5,884万3,000円追加いたしました。美里町土地開発基金の財産となっている土地を一般会計で購入するものでございます。

次に、125、126ページになります。学校教育費で幼稚園給食事業の給食調理業務委託料474万3,000円減額いたしました。

引き続きまして、歳入について申し上げます。議案書は55、56ページに戻ります。

1 款町税に145万4,000円追加いたしました。1 項町民税の法人に法人町民税均等割585万1,000円追加し、法人町民税法人税割802万2,000円減額いたしました。2 項固定資産税に固定資産税滞納繰越分444万円追加いたしました。4 項町たばこ税で町たばこ税前年度課税分268万円減額いたしました。

3 款利子割交付金に78万9,000円追加いたしました。

4 款配当割交付金で306万3,000円減額いたしました。

5 款株式等譲渡所得割交付金で536万5,000円減額いたしました。

6 款地方消費税交付金に5,331万5,000円追加いたしました。

次の57、58ページになります。7 款自動車取得税交付金に512万5,000円追加いたしました。これは、いずれも県のほうから交付見込みが提示されたことにより補正するものでございます。

次に、9 款地方交付税に1,497万4,000円追加いたしました。大崎地域広域行政事務組合が実施している新リサイクルセンターの建設工事に対する震災復興特別交付税が確定したことによるものでございます。

次に、11款分担金・負担金に231万円追加いたしました。1項分担金の土木費分担金に急傾斜地崩壊対策事業分担金126万2,000円追加いたしました。これは、県事業である素山地区の急傾斜地崩壊対策事業の実施が決まったことに伴う受益者分担金の追加でございます。

12款使用料・手数料で226万7,000円減額いたしました。1項使用料の土木使用料で町営住宅使用料109万4,000円、教育使用料で幼稚園保育料121万4,000円の減額が主なものでございます。

続きまして、59、60ページになります。13款国庫支出金で1億2,287万円減額いたしました。1項国庫負担金の民生費国庫負担金で児童手当負担金1,477万7,000円減額いたしました。2項国庫補助金の民生費国庫補助金で臨時福祉給付金事業補助金2,993万1,000円減額いたしました。土木費国庫補助金で道路橋りょう維持費補助金の社会資本整備総合交付金2,429万8,000円、道路新設改良費補助金の同じく社会資本整備総合交付金5,491万3,000円減額いたしました。

議案書61、62ページになります。14款県支出金で2,331万3,000円減額いたしました。1項県負担金の民生費県負担金で児童手当負担金336万2,000円減額いたしました。

次に、63、64ページになります。2項県補助金の農林水産業費県補助金で機構集積協力金交付金979万7,000円減額いたしました。3項県委託金の総務費県委託金で宮城県知事選挙委託金253万6,000円、衆議院議員総選挙委託金633万9,000円、それぞれ減額いたしました。

15款財産収入で9,654万2,000円減額いたしました。

議案書65、66ページになります。2項財産売却収入の不動産売却収入で、町有地土地売却収入9,258万2,000円減額いたしました。これは、平成29年度に売り払いを予定しておりました旧町営桜木住宅跡地及び旧練牛小学校跡地などの町有地が、平成29年度中に売却を完了する見込みが立たないことから減額するものでございます。

次に、16款寄附金で447万7,000円減額いたしました。1項寄附金のふるさと応援寄附金450万円の減額が主なものでございます。

17款繰入金で2,035万9,000円減額いたしました。2項繰入金の財政調整基金繰入金に74万1,000円追加し、東日本大震災被災者等復興支援基金繰入金で639万9,000円、福祉基金繰入金で385万6,000円、それから次のページになりますが、優良繁殖牛貸付基金繰入金700万円、それぞれ減額いたしました。

次に、19款諸収入に1,639万6,000円追加いたしました。3項貸付金元利収入の民生費貸付金収入で、東日本大震災の過半分災害援護資金貸付金元利収入645万6,000円減額いたしました。

4項雑入の給食事業収入で給食費納付金634万7,000円減額し、次のページになりますが、雑入の宮城県後期高齢者医療療養給付費市町村負担金返還金2,644万7,000円、保育所入所児童他市

町負担金151万7,000円それぞれ追加いたしました。

20款町債で4,340万円減額いたしました。1項町債の農林水産業債で、公共事業等債1,320万円減額いたしました。土木債で合併特例事業債3,200万円、公共事業等債520万円、地方道路等整備事業債540万円、それぞれ減額いたしました。

減収補填債に減収補填債1,240万円追加いたしました。

次に、議案書48ページになります。予算本文第2条に、繰越明許費の補正につきましては道路橋りょう維持管理事業を初め3事業について平成29年度内に事業が終了する見込みがないことから平成30年度に繰り越すものでございます。道路橋りょう維持管理事業につきましては、道路橋りょう改修工事の設計内容の見直しが必要となり年度内完了が困難となったものでございます。また、道路新設改良事業につきましては、東日本電信電話株式会社及び東北電力株式会社の電柱移転工事等に時間を要したことから、道路改良工事の工期を延長すること及び道路用地購入に当たり相続等の関係により年度内の用地取得が困難となったものでございます。

次に、49ページ。予算本文第3条債務負担行為の補正につきましては、住基ネットワークシステム機器保守管理業務委託料を初め、3件について債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

続きまして、50ページ。予算本文第4条地方債の補正につきましては減収補填債を追加し、農業農村整備事業に係る公共事業等債を初め、4件についてそれぞれ限度額を変更するものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容となります。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますでしょうか。千葉委員。

委員（千葉一男君） 歳入にも歳出にも出ているんだけど、傾斜地の問題ね。あそこのところ、素山というふうな説明していただきましたけれども、あそこは地番が素山なんですか、それとも桜木ですか。そこだけちょっと。

総務課長（伊勢 聡君） 行政区は桜木町です。

委員（千葉一男君） そうですね、地番が素山。

総務課長（伊勢 聡君） ちょっとあれなんです、区画整理から外れているところは全部素山なんですね。素山町じゃなくて字素山で、例えば忠魂碑ありますね、あそこも素山なんです、字は。

委員（千葉一男君） パッと聞いてさ、素山ああしてやっているのに、あれ素山かなと思って

いたので。

企画財政課長（佐々木義則君） 一応県の傾斜地対策の名称が素山地区となっているんです。

総務課長（伊勢 聡君） 最初、駅前3町、藤ヶ崎町・素山町・桜木町ってつくところはもともと素山だったんですけども、区画整理でそういった名称になったんです。それから外れた国鉄の用地とか忠魂碑とか、あとちょっと宅地から外れたところは全部素山という字になっております。

委員（千葉一男君） それはそれでいいんだ。ただ聞いていると、素山というと私みたいなのもいるんじゃないかと。

委員長（前原吉宏君） ほかにございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようですので。ちょっと休憩入れたいと思います。10分でいいですかね。じゃあ、再開は50分。

午前10時40分 休憩

---

午前10時50分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは、再開します。

じゃあ、次お願いします。

企画財政課長（佐々木義則君） それでは、議案第72号平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書127ページからになります。予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,484万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億545万5,000円といたしました。

今回の補正予算の主なものは、高額療養費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定による減額と、保険財政共同安定化事業交付金の額の確定による追加でございます。

詳細につきましては、事項別明細書のほうで御説明申し上げます。

議案書144ページ、45ページからになります。1款総務費で152万2,000円減額いたしました。1項総務管理費の一般管理費で134万4,000円減額いたしました。3項運営協議会費で16万7,000円減額いたしました。4項医療費適正化事業費に1万3,000円追加いたしました。5項収納率向上特別対策事業費で2万4,000円減額いたしました。

2款保険給付費に197万2,000円追加いたしました。146ページ、47ページになります。1項療養諸費で、診療報酬審査支払委託料50万7,000円減額いたしました。2項高額療養費の一般被保

険者高額療養費に、一般被保険者高額療養費負担金700万円追加いたしました。一般被保険者高額療養費負担金につきましては、負担金に不足が見込まれることから追加するものでございます。一般被保険者高額介護合算医療費で、一般被保険者高額介護合算医療費負担金26万5,000円、退職被保険者等高額介護合算医療費で退職被保険者等高額介護合算医療費負担金6万3,000円、それぞれ減額いたしました。4項出産育児諸費で出産育児一時金339万2,000円、出産育児一時金支払委託料1,000円、それぞれ減額いたしました。5項葬祭諸費で葬祭給付費80万円減額いたしました。

次に、5款老人保健拠出金で8,000円減額いたしました。1項老人保健拠出金で、老人保健事務費拠出金8,000円減額いたしました。

7款共同事業拠出金で9,982万6,000円減額いたしました。1項共同事業拠出金で高額療養費拠出金2,898万3,000円、保険財政共同安定化事業拠出金7,084万3,000円、それぞれ減額いたしました。共同事業拠出金につきましては、平成29年度の拠出金の額が確定したことから減額するものでございます。

8款保健事業費で708万7,000円減額いたしました。2項特定健康診査等事業費で特定健康診査等委託料708万7,000円減額いたしました。

9款基金繰入金に4,163万円追加いたしました。1項基金積立金に財政調整基金積立金4,160万8,000円、基金利子積立金2万2,000円、それぞれ追加いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

議案書138、139ページになります。1款国民健康保険税で18万9,000円減額いたしました。1項国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税に医療給付費分現年度分241万1,000円、後期高齢者支援金分現年課税分60万9,000円、後期高齢者支援金分滞納繰越分25万円それぞれ追加し、退職被保険者等国民健康保険税で医療給付費分現年課税分222万6,000円、後期高齢者支援金分現年課税分64万5,000円、介護納付金分現年課税分60万8,000円、それぞれ減額いたしました。

2款使用料及び手数料で3万3,000円減額いたしました。1項手数料の督促手数料で3万3,000円減額いたしました。

3款国庫支出金で1,534万9,000円減額いたしました。1項国庫負担金の療養給付費等負担金に2,095万7,000円追加いたしました。療養給付費等負担金につきましては、平成29年度の負担金が確定したことから追加するものであります。高額療養費共同事業負担金で724万6,000円減額いたしました。2項国庫補助金の特別調整交付金で2,902万8,000円、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金で3万2,000円、それぞれ減額いたしました。特別調整交付金につきまし

ては、平成28年度国民健康保険特別調整交付金のうち東日本大震災による医療給付費の負担増に対する財政支援に係る交付申請漏れにより1億1,494万2,000円の交付を受けることができませんでしたが、平成29年度の交付申請で平成28年度分の特別調整交付金相当分の全額が交付されることになり、既に交付申請を行っているところでございます。国においては、今回の申請に基づき特別調整交付金を平成28年度に受け取ったものと見なして、平成28年度分の調整交付金を再計算した結果、平成28年度で交付されるべき調整交付金の金額は普通調整交付金が1億2,541万5,000円、特別調整交付金が1億2,104万7,000円、合計が2億4,646万3,000円となることで確定いたしました。本町で平成28年度に交付された調整交付金の金額は、普通調整交付金が1億5,444万3,000円、特別調整交付金が610万5,000円、合計が1億6,054万8,000円でありましたので、その差額分の8,591万4,000円が特別調整交付金として交付されることが確定したため、減額するものでございます。

4款医療給付費等交付金で1,393万1,000円減額いたしました。1項療養給付費等交付金で1,393万1,000円減額いたしました。

6款県支出金で741万7,000円減額いたしました。1項県負担金の高額療養費共同事業負担金で724万6,000円減額いたしました。2項県補助金の乳幼児医療費助成事業運営強化補助金で17万1,000円減額いたしました。

7款共同事業交付金に3,061万6,000円追加いたしました。1項共同事業交付金の高額療養費共同事業交付金で184万9,000円減額し、保険財政共同安定化事業交付金に3,246万5,000円追加いたしました。共同事業交付金につきましては、平成29年度の交付額が確定したことから追加するものでございます。

8款財産収入に2万2,000円追加いたしました。1項財産運用収入の利子及び配当金に財政調整基金積立金利子2万2,000円追加いたしました。

9款繰入金で6,216万8,000円減額いたしました。1項他会計繰入金の一般会計繰入金で基盤安定繰入金287万2,000円、職員給与費等繰入金149万円、出産育児一時金繰入金226万2,000円、財政安定化支援事業繰入金119万9,000円、特定健診事業繰入金677万1,000円、乳幼児医療費助成事業運営強化繰入金17万1,000円、それぞれ減額いたしました。2項基金繰入金で財政調整基金繰入金4,740万3,000円減額いたしました。

11款諸収入に360万8,000円追加いたしました。1項延滞金加算金及び過料に一般被保険者延滞金390万円、退職被保険者等延滞金2万5,000円、それぞれ追加いたしました。3項雑入の特定健康診査一部負担金で31万7,000円減額いたしました。

次に、議案書133ページになります。予算本文第2条繰越明許費につきましては、特定健康診査等事業費について平成29年度に特定健康診査を受診した国民健康保険被保険者で、特定保健指導を実施した21人の指導結果が平成30年5月にかかる見込みであることから、翌年度に繰り越すものであります。

以上、国民健康保険特別会計の補正予算でございます。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かありますでしょうか。よろしいですか。（「ありません」の声あり。

それでは、次をお願いします。

企画財政課長（佐々木義則君） それでは、議案第73号平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書150ページからになります。

予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,894万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,514万9,000円といたしました。

今回の補正予算の主なものは、保険料の減額及び保険料の収納実績に伴う広域連合納付金の減額であります。

詳細については、事項別明細書で御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。議案書160ページになります。

1款総務費で45万2,000円減額いたしました。1項総務管理費の一般管理費で通信運搬費10万8,000円減額いたしました。2項徴収費の徴収費で通信運搬費13万1,000円、電算業務委託料21万3,000円、それぞれ減額いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金で1,757万8,000円減額いたしました。1項後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合納付金で1,757万8,000円減額いたしました。これは、保険基盤安定負担金の確定及び特別徴収保険料の減に伴うものでございます。

3款保健事業で91万6,000円減額いたしました。1項保健保持増進事業費の健康診査費で、後期高齢者健康診査業務委託料91万6,000円減額いたしました。

次に、歳入について説明申し上げます。158ページになります。

1款後期高齢者医療保険料で1,558万5,000円減額いたしました。1項後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料で現年度分特別徴収保険料1,832万4,000円減額し、普通徴収保険料に現年度分普通徴収保険料212万3,000円、滞納繰越分普通徴収保険料61万6,000円、それぞれ追加いたし

ました。

3 款繰入金で260万4,000円減額いたしました。1 項一般会計繰入金の事務費繰入金で45万2,000円、保険基盤安定繰入金で215万2,000円、それぞれ減額いたしました。

5 款諸収入で75万7,000円減額いたしました。1 項延滞金加算金及び過料に延滞金15万9,000円追加し、2 項雑入で宮城県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金91万6,000円減額いたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の内容となります。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次お願いたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 議案第74号平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。議案書162ページからになります。

予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,623万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,554万円といたしました。

今回の補正予算の主なものは、これまでの実績を見込んだ保険給付費等の減額であります。

初めに歳出について御説明申し上げます。議案書176ページからになります。

1 款総務費で48万7,000円減額いたしました。2 項徴収費の賦課徴収費で賦課徴収電算業務委託料33万9,000円、3 項介護認定審査会費の認定調査費等で認定調査委託料14万8,000円、それぞれ減額いたしました。

2 款保険給付費で1億3,087万円減額いたしました。1 項介護サービス等諸費で居宅介護サービス給付費負担金2,678万円、特例居宅介護サービス給付費負担金789万7,000円、施設介護サービス給付費負担金7,127万9,000円、居宅介護サービス計画給付費負担金842万円、それぞれ減額いたしました。2 項支援サービス等諸費の介護予防サービス計画給付費に介護予防サービス計画給付費負担金141万3,000円追加いたしました。5 項高額療養合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス費で高額医療合算介護サービス給付費負担金100万4,000円減額いたしました。6 項特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費で特定入所者介護サービス給付費負担金1,690万3,000円減額いたしました。

3 款基金積立金に1,700万3,000円追加いたしました。1 項基金積立金に介護給付費準備基金積立金1,699万8,000円、介護給付費準備基金利子積立金5,000円、それぞれ追加いたしました。

4 款地域支援事業費で1,188万3,000円減額いたしました。1 項介護予防生活支援サービス事



業費の介護予防ケアマネジメント事業費で、介護予防ケアマネジメント業務委託料997万円、2項一般介護予防事業費の一般介護予防事業費で介護予防事業委託料7万4,000円、3項包括的支援事業費・任意事業費の任意事業費で配食サービス事業委託料78万1,000円、高齢者紙おむつ等支給扶助費49万1,000円、4項その他諸費の審査支払手数料で20万9,000円、それぞれ減額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。議案書172ページになります。

1款保険料に1,870万2,000円追加いたしました。1項介護保険料の第1号被保険者保険料に現年度分特別徴収保険料1,541万3,000円、現年度分普通徴収保険料197万6,000円、過年度分普通徴収保険料131万3,000円、それぞれ追加いたしました。

3款国庫支出金で4,202万4,000円減額いたしました。1項国庫負担金で介護給付費国庫負担金1,058万3,000円減額いたしました。2項国庫補助金で介護給付費調整交付金3,079万7,000円、介護予防・日常生活支援総合事業国庫交付金6万7,000円、包括的支援事業・任意事業国庫交付金57万7,000円、それぞれ減額いたしました。

4款支払基金交付金で5,185万8,000円減額いたしました。1項支払基金交付金で介護給付費支払基金交付金5,178万2,000円、地域支援事業支払基金支援交付金7万6,000円、それぞれ減額いたしました。

5款県支出金で2,375万8,000円減額いたしました。1項県負担金で介護給付費県負担金2,343万5,000円、2項県補助金で介護予防・日常生活支援総合事業県交付金3万4,000円、包括的支援事業・任意事業県交付金28万9,000円、それぞれ減額いたしました。

6款財産収入に5,000円追加いたしました。1項財産運用収入に介護給付費準備基金利子5,000円追加いたしました。

7款繰入金で1,734万6,000円減額いたしました。1項一般会計繰入金で介護給付費一般会計繰入金1,635万9,000円、事務費等一般会計繰入金48万7,000円、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金3万4,000円、包括的支援事業・任意事業繰入金28万9,000円、低所得者保険料軽減繰入金17万7,000円、それぞれ減額いたしました。

9款諸収入で995万8,000円減額いたしました。1項延滞金加算金及び過料に第1号被保険者延滞金17万7,000円追加いたしました。2項雑入で配食サービス事業利用者自己負担金13万5,000円、介護予防事業利用者自己負担金3万円、介護予防支援サービス収入997万円、それぞれ減額いたしました。

以上、介護保険特別会計補正予算の内容となります。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次をお願いします。

企画財政課長（佐々木義則君） 次、議案第75号平成29年度美里町水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。議案書182ページからになります。

今回の補正は、業務の予定量、収益的収支及び支出、資本的収入及び支出、企業債、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についての補正予算でございます。

初めに、第3条予算第3条に定めた収益的収支の収入について申し上げます。

1款水道事業収益に51万8,000円追加いたしました。3項特別利益の2目過年度損益修正益に上下水道料金等電算業務委託料返還金51万8,000円追加いたしました。これは、平成28年3月まで水道料金等の口座振替データ作成業務を電算業者に委託しておりましたが、同年4月からファームバンキングシステムを導入したことにより、町から直接金融機関へデータを送信できるようになったため、電算業者への委託業務が必要なくなりました。その後、町及び電算業者の双方が業務に係る契約の変更を失念し、平成30年1月の契約の更新の際に町がその誤りに気づいたため、電算業者と協議の上過払いした委託料を返還いただくものとしたものでございます。これにより、収益的収入合計を7億3,645万6,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出について申し上げます。1款水道事業費用で183万7,000円減額いたしました。1項営業費用の1目原水及び浄水費に職員人件費1万円追加いたしました。2目配水及び給水費に職員人件費9万4,000円追加いたしました。4目業務費に職員人権費1万9,000円追加し、通信運搬費38万5,000円、委託料112万5,000円、それぞれ減額いたしました。これは、郵便料及び上下水道料金等電算業務に係る納入通知書の作成件数などが当初の見込みより少なかったことによる減額が主なものでございます。5目総係費に職員人件費5万3,000円追加いたしました。2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費で、企業債利息51万3,000円減額いたしました。これは、企業債の利率が確定したことによるものです。これらにより、収益的支出合計を7億905万1,000円といたしました。

次に、第4条予算第4条に定めた資本的収支の収入について申し上げます。1款資本的収入で1,870万8,000円減額いたしました。1項企業債の1目企業債で1,590万円減額いたしました。これは、平成28年度から繰り越した工事資金による充当財源、及び工事請負費の精査などにより企業債の借入額を減額するものでございます。3項工事負担金の1目工事負担金で、消火栓設置工事負担金280万8,000円減額いたしました。これは、工事請負費の精査により予定どお

り消火栓を設置できなかったことによる工事負担金の減額でございます。これらにより、資本的収入合計を1億4,819万4,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出について申し上げます。1款資本的支出で428万6,000円減額いたしました。1項建設改良費の1目配水設備費で工事請負費338万4,000円、委託料90万2,000円、それぞれ減額いたしました。これは、工事請負費及び実施設計作成業務委託料の請負差額などによる減額であります。これにより、資本的支出合計を3億5,535万9,000円といたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億716万5,000円に、補填財源の当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を35万5,000円減額し1,073万7,000円に、減債積立金を890万9,000円追加し4,430万2,000円に、それぞれ改めております。また、平成28年度からの繰越工事資金586万8,000円追加いたしております。

以上の補正に伴い、第2条予算第2条に定めた業務の予定量、第5条予算第6条に定めた企業債、第6条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、あわせて補正しております。

以上、水道事業会計補正予算の内容となります。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次お願いたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 次に、議案第76号平成29年度美里町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案書は、199ページからとなります。

今回は、平成29年度美里町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収支の補正予算であります。

初めに、収入について申し上げます。1款病院事業収益で1,330万円減額いたしました。1項医業収益の1目入院収益で886万4,000円、2目外来収益で446万6,000円、それぞれ減額いたしました。これは、患者1日当たり診療収入の減少を見込んだものでございます。これにより、病院事業収益合計を6億7,563万6,000円といたしました。

次に、支出について申し上げます。1款病院事業費用で325万8,000円減額いたしました。1項医業費用の3目経費で光熱水費114万4,000円、委託料で236万6,000円それぞれ減額し、5目資産減耗費に固定資産除却費25万2,000円追加いたしました。これにより、病院事業費用合計を7億3,447万5,000円といたしました。

以上、病院事業会計補正予算の内容となります。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明で何かありますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 議案第77号平成29年度美里町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。議案書203ページからとなります。

今回は、業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金についての補正予算であります。

初めに、第3条予算第3条に定めた収益的収支の収入について申し上げます。1款公共下水道事業収益で320万7,000円減額いたしました。1款公共下水道事業収益で320万7,000円減額いたしました。1項営業収益の2目雨水処理負担金10万円追加いたしました。2項営業外収益の2目国庫補助金で101万円減額し、3目他会計補助金に127万円、4目長期前受金戻入に147万5,000円、それぞれ追加いたしました。5目雑収益で504万2,000円減額いたしました。

2款農業集落排水事業収益に595万6,000円追加いたしました。2項営業外収益の1目他会計補助金に498万7,000円、2目長期前受金戻入に66万円、3目雑収益に30万9,000円、それぞれ追加いたしました。これにより収益的収入合計を9億8,255万8,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出について申し上げます。1款公共下水道事業費用に176万2,000円追加いたしました。1項営業費用の1目管きょ費で9万4,000円減額いたしました。これは、不足が見込まれる電気料金の追加及び下水道台帳作成業務委託料の請負額の確定による減額であります。2目ポンプ場費に10万円追加いたしました。これは、不足が見込まれる電気料金の追加でございます。3目流域下水道維持管理費に120万9,000円追加いたしました。これは、宮城県が運営する鳴瀬川流域下水道に係る維持管理負担金の確定に伴い追加するものでございます。4目水質規制費で48万3,000円減額いたしました。これは、特定施設等水質検査業務委託料の請負額の確定による減額が主なものでございます。7目総係費で176万9,000円減額いたしました。これは、職員の昇給等に伴う人件費の減額及び流域関連公共下水道事業計画変更業務委託料の確定による減額が主なものであります。8目減価償却費で16万4,000円減額し、9目資産減耗費に296万3,000円追加いたしました。これは、1月下旬にマンホールポンプが故障し、除却する必要があることから補正するものであります。

2款農業集落排水事業費用に113万5,000円追加いたしました。1項営業費用の2目処理場費に7万円追加いたしました。これは、不足が見込まれる通信料を追加するものであります。5目総係費に1万8,000円追加いたしました。これは、職員の昇給等に伴う人件費の追加でありま

す。6目減価償却費で32万5,000円減額し、7目資産減耗費に137万2,000円追加いたしました。これは、平成29年12月下旬に中埜地区農業集落排水処理施設のばっ気攪拌装置が故障し、除却する必要があることから補正するものであります。これにより、収益的支出合計を9億6,906万7,000円といたしました。

次に、第4条予算第4条の資本的収支の収入について申し上げます。1款公共下水道事業資本的収入で2億129万円減額いたしました。1項企業債の1目企業債で1億2,640万円減額いたしました。4項補助金の1目国庫補助金で7,489万円減額いたしました。

2款農業集落排水事業資本的収入で20万円減額いたしました。1項企業債の1目企業債で20万円減額いたしました。これにより、資本的収入合計を9億773万7,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出について申し上げます。1款公共下水道事業資本的支出で2億554万9,000円減額いたしました。1項建設改良費の1目污水管きょ建設改良費で1億5,665万円減額いたしました。これは、国庫補助金内示額が当初の見込みより少なかったため、補助対象事業費を減額するものでございます。2目雨水処理施設建設改良費で4,669万6,000円減額いたしました。これは、更新工事請負費の請負額の確定による減額が主なものであります。3目建設諸費で14万6,000円減額いたしました。これは、職員の昇給等に伴う人件費の追加及び施設管理用備品の契約額の確定による減額であります。4目流域下水道施設事業負担金で173万6,000円減額いたしました。これは、県が実施する鳴瀬川流域下水道施設の長寿命化工事等の負担額が確定したことによる減額であります。5目無形固定資産購入費で32万1,000円減額いたしました。これは、公営企業会計システム改修業務委託料の請負額の確定による減額であります。

2款農業集落排水事業資本的支出で21万6,000円減額いたしました。1項建設改良費の3目雨水処理施設建設改良費で21万6,000円減額いたしました。これは、測量設計業務委託料の請負額の確定による減額でございます。これにより、資本的支出の合計を10億8,248万9,000円といたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を1億7,475万2,000円に、補填財源を427万5,000円減額し、繰越工事資金878万9,000円、過年度分損益勘定保留資金4,063万円及び当年度分損益勘定保留資金6,138万5,000円に改めております

以上の補正に伴い、第2条予算第2条に定めた業務の予定量、第5条予算第6条に定めた企業債、第6条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条予算第10条に定めた他会計からの補助金について、あわせて補正しております。

以上、下水道事業会計補正予算の内容となります。どうぞよろしくお願いたします。  
委員長（前原吉宏君） ありがとうございました。

ただいまの説明について何かありますでしょうか。よろしいですか。(「はい」の声あり)

以上で議案等の説明を終わりましたが、全体を通して何かございますでしょうか。

では、続いてお願いします。

総務課長(伊勢 聡君) それでは、議案書218ページになります。

同意8号から同意23号につきましては、農業委員会委員の任命についてでございます。こちらにつきまして、一括して御説明してよろしいでしょうか。

委員長(前原吉宏君) お願いします。

総務課長(伊勢 聡君) それでは、同意第8号から同意第23号につきまして御説明申し上げます。農業委員会委員の任命についてでございます。

伊藤恵子氏外15人を農業委員会委員の適任者と認め任命したいことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、農業委員会等に関する法律第10条第1項の規定により、平成30年4月20日から平成33年4月19日までの3年でございます。

農業委員会委員の候補者の経歴等につきましては、説明資料のとおりでございますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

委員長(前原吉宏君) ありがとうございます。

ただいまの説明について何かありますか。よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは、ないようですので、以上でいいですか。

では、以上で議案等の説明を終わりました。全体を通して何かございますでしょうか。よろしいですか。(「はい」の声あり)

ではないようですので、それでは執行部の皆様、大変御苦労さまでございました。(「どうもありがとうございました」の声あり)

では、休憩いたします。暫時休憩。

午前11時43分 休憩

---

午前11時44分 再開

委員長(前原吉宏君) では、再開します。

午前中終わりですので、午後1時からの再開にしたいと思います。よろしいですか。(「はい」の声あり)

では、暫時休憩いたします。

午前 11 時 45 分 休憩

---

午後 0 時 56 分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは、再開したいと思います。

（２）番行財政・議会活性化調査特別委員会の設置についてに入ります。

事務局長のほうから内容について説明をお願いしたいと思います。

議会事務局長（吉田 泉君） では、行財政・議会活性化調査特別委員会設置について説明させていただきます。

本議会委員会条例第7条の2第1項の規定によりまして、本特別委員会を3月会議におきまして設置するものでございます。上程する月日でございますが、前回平成26年の3月の定例会を見ますと、初日会議の期間の決定の後に特別委員会の設置、その後に施政方針という流れになってございます。同様の流れでよろしいかどうか。また、前は正副委員長の互選をしていただくこととなりますが、この互選につきましては議場でやっているようでございます。会議録を見ますと、議場でやっているようでございます。今回も議場でよろしいのか、それとも議員控室のほうに移動して行ったほうがよろしいのか、その辺の御確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

今事務局から説明いただきましたが、以上の2点について皆さんにお諮りしたいと思います。

まず、前回同様に初日かどうなのか。また、正副議長の互選について議場でやるべきものなのか、どうするのか。じゃあお諮りします、どうしたらいいでしょう。皆さんから、前回同様でよろしいですか。初日に設置することは、じゃあ皆さんよろしいですね。（「はい」の声あり）  
議会事務局長（吉田 泉君） じゃあ、正副委員長の互選につきましては、議員控室に移動するというふうにはしないで、議場でよろしいということですね。

委員長（前原吉宏君） 前回同様ということで、ありがとうございます。

委員（吉田眞悦君） 委員長、うちのほうの決め方としては、行財政・議会活性化調査特別委員会については副議長が委員長にあたると。そしてあと副委員長については、副議長の属している常任委員会以外の委員長があたるということによって決めているんだよね。ただ、きちっとした明文化した文章的なことはいいんですけども、議会の一応皆さんの間の部分でそうい

うのは知っていたんですね。だから、まずそれはだめ、変えるということでない限りは、そのままといいかと思うんだけど。

委員長（前原吉宏君） よろしいですね、皆さんね。確認です。（「はい」の声あり）

じゃあ、それでいきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次の（３）農業委員会の委員の任命についてに入ります。事務局長、説明をお願いします。

議会事務局長（吉田 泉君） では、農業委員会委員の任命についてですが、こちらは農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、今まで公選制だったものから、市町村長が議会の同意を得て任命する方式に改正されたことに伴うものでございまして、今回は同意案件16件という予定になってございます。本議会の場合は、人事案件につきましては投票表決という形で従来やってきておりますので、今回の16件につきましても投票表決で行うと、従来の流れからいきますとこんな形になるかと思えます。

同一の案件が16件続くということもございまして、大分時間がかかるということが予想されますので、議場の開閉ですか、閉鎖とか解く部分につきましては必要最小限で、途中2回ぐらい休憩を入れる必要があるのかなと、そのような流れで行わせていただきたいと思っております。

後で、審議予定表のところでは上程のタイミング等もあるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（前原吉宏君） 今事務局長から説明いただきましたが、前回全員協議会の中でもお話しされたとおりの形で投票についての議場の閉鎖等については、今局長に言っていたような形で行いたいと思えますので、よろしいですか。（「はい」の声あり）それで進めていきたいと思えます。

それでは、次の（４）選挙管理委員会委員、補充員の選挙についてに入ります。

局長のほうから、内容について説明をお願いします。

議会事務局長（吉田 泉君） 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてですが、こちらにつきましては地方自治法第182条第1項の規定によりまして、議会においてこれを選挙することとしてございます。本議会におきましては、運営基準51により指名推選により行い、補充員の補欠の順序は議長が会議に諮って決めるものとしてございます。こちら、現委員さんの任期が3月16日までとなっておりますので、それまでに上程をしていただくという流れになるかと思えます。



また、本日は案のほうですね。委員及び補充員の方の案の配付のタイミング等もあるかと思  
います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

選挙管理委員会委員と補充員についてなんですけれども、タイミングですね。16日までの提  
出ということになっています。また、その決め方なんですけれども、案の出し方について皆さ  
んにお諮りしたいと思ひます。

副委員長（平吹俊雄君） 議長、何かその辺。

議長（大橋昭太郎君） それで副議長と一緒に今現在なさっている方、選挙管理委員の補充員  
の方になられているところがございます、なかなか厳しい状況で、小牛田地域の2人の方選  
挙管理委員を辞退されるということになります。

それで、指名推選の形になるかと思ひますが、その前に全協を開いていただきまして、その  
中で候補者について皆さんに、全協の中で承認をいただき、議場で指名推選の形というふう  
になるかと思ひます。それでよろしければ、そのようにしていきたいと思ひます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

皆さん、いかがでしょうか。よろしいですかね。副議長のほうから、よろしいですか。何か。

じゃあ、今議長のほうからお話しありました全協の中で承認いただき、それを経て議場の  
ほうで指名推選という形で決めていきたいと。よろしいですね。ありがとうございます。

続きまして、（5）議員発議についてに入ります。議員発議につきましては、今のところ委員  
会条例の改正を予定しております。

事務局長のほうから、改正内容について説明お願ひします。

議会事務局長（吉田 泉君） 議員発議についてでございますが、今回4月1日から長寿支援  
課が新設されることに伴いまして、今議会の例規におきましては委員会条例の改正が必要にな  
っております。

お手元に資料を配付してございます。上が改正文になります。2枚目が新旧対照表というこ  
とになります。こちらが、委員会条例の第3条第2号ですね。こちら下線がある部分ですね、  
「、長寿支援課」を加えるものでございます。

改正の内容は以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

今局長から説明いただきました。何かありますでしょうか。よろしいですか。

議長（大橋昭太郎君） それで、恐らく提出者は議運の委員長ということになるかと思ひます

が、もしできるのであれば議運の中で提出していくという形の中で、もしできるのであればきょうのうちに書類作成、署名をお願いできればと思います。なかなか始まってしまってからという、何だかんだ忙しくなるでしょうから。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。

議会事務局長（吉田 泉君） あと、上程等のタイミングとかも、ほかと一緒に後で説明させていただきます。

委員長（前原吉宏君） だそうです。よろしくをお願いします。

じゃあ、よろしければ議員発議ということで、提出者議運の委員長、賛成者については皆さんよろしいですね。よろしくをお願いします。それでは、以上といたします。

次に、（ 6 ）番ですね。一般質問の発言順番についてに入ります。今回、10名の方から出されております。抽選につきましては事務局長、よろしくをお願いします。

議会事務局長（吉田 泉君） それでは、一般質問の抽選に入らせていただきます。受付順に抽選をさせていただきます。最初に13番福田淑子議員、6番でございます。次に3番村松秀雄議員、9番です。15番我妻 薫議員、10番。7番佐野善弘議員、5番です。2番鈴木宏通議員、2番です。5番平吹俊雄議員、7番です。10番柳田政喜議員、1番です。11番前原吉宏議員、8番です。6番手島牧世議員、3番です。最後に8番藤田洋一議員、4番です。

では、発言順を申し上げます。最初に10番柳田政喜議員、2番鈴木宏通議員、6番手島牧世議員。4番目になります、8番藤田洋一議員、5番目が7番佐野善弘議員、6番目が13番福田淑子議員、7番目が5番平吹俊雄議員、8番目が11番前原吉宏議員、9番目が3番村松秀雄議員、10番目が15番我妻 薫議員、以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。一般質問の順番につきましては、以上に決まりました。

次に、（ 7 ）会議の期間及び議事日程についてに入ります。

議会の期間につきましては、3月2日金曜日から3月22日木曜日までの21日間としております。議事日程につきましては別紙のとおりですが、事務局長のほうから会議の期間中の流れについて説明をしていただきます。

局長、説明をお願いします。

議会事務局長（吉田 泉君） では、審議の3月会議の流れのほうになりますが、今回は一般質問される方が10人ということで、まず初日に4人、それで3月5日の2日目になりますが、その日が6人。3月6日につきましては条例案ですね、議案第54号からの条例案ですね、議案

第70号まで。できれば補正を、もし可能であれば一般会計のところまでできればと。3月7日につきましては、一般会計までできるかどうかあれなんです、補正ですね。一般会計以降の補正から始まりまして、同意案件16件、あともし人選の関係もあるかと思いますが、この日に選挙管理委員会及び補充員の選挙のところまで。3月8日に新年度予算ですね、こちらを一括議題にさせていただきまして、町長の提案理由説明、課長等の詳細説明まで。9日は午前中、中学校の卒業式がございますので、午前中は休会ということで午後から総括質疑ですか、一括議題とした新年度予算の総括質疑、その後委員会付託。特別委員会を開いていただきまして、分科会を設置していただいて審査会の日程調整までですね、午後。あとは、最終日ですね。新年度予算から始まりまして、その後に追加議案が出されるかと思いますが、その後が追加議案。最後に議員発議と。

一応このような流れで、時間が余り押すようでしたら、一般質問のほうももしかすると3日目の午前中のほうまで延会になるということもあるかと思いますが、基本的には初日4人の2日目が6人というところで進めていただきまして。

委員（千葉一男君） ちょっといいですか。

これの時間の計算の仕方、5人までを基本に考えているんですけども、何時ぐらいまで考えているんですか。

議会事務局長（吉田 泉君） 5時まで基本では考えておりませんが、5時過ぎてそんなに遅くならない時間。ただはっきりはわかりません。何時に終わるかというのは、これはやっぱり。

委員（千葉一男君） それはそれでいいんですけども、例えば病院に行くとかあるわけじゃないけれども、9時ぐらいまでだったらやるとかさ、あるいは12時までやるっていうのがあるわけでしょう。だから、どれぐらいを考えているんでしょうかと。考えているところでいいですよ、単純に。そういったようなこと、何も特にないので。いや、8時ぐらいまでだよなというなら、8時ぐらいまで考え方。

議会事務局長（吉田 泉君） 6時ぐらいなのかなと思っています。（「遅くても6時半ぐらいまでだと思いますけれどもね」の声あり）

委員（千葉一男君） そういうことですね。今までの確認、随分きついなと思ったからそういう質問をしました。

議会事務局長（吉田 泉君） 前に6人一般質問されたときがございまして、このときは5時4分に終わっているようでした。ただ、一概にこれは6人という比較は全くできませんので。

委員（福田淑子君） 5時を過ぎたら、次の人に入らないというふうにしなないと。そのほうがいいと思います。何人と決めないで、5時になったら次の人には入らないという形に。

委員長（前原吉宏君） ちょっとまた違う意見が出てきましたね。

委員（千葉一男君） いや、何も違わないよ。

委員（福田淑子君） そうしないと若い人とかなかなか、子育て真っ最中の人の家庭は大変な状況なので、時間決めないとね。

議会事務局長（吉田 泉君） そうなると、多分3日目までかかるかもしれませんね。

議長（大橋昭太郎君） 農業委員の同意案件が16件あるから、それがやっぱり引っかかっていると思うので、見えない。22日に終わらなくたっていいと言われるかもしれないけれども、23日は広域の議会あることになっているので、なるだけ進めるような状況で御協力をお願いします。極端にかかっているようなときには、そうかもしれませんが。

委員長（前原吉宏君） どうぞ。

委員（千葉一男君） 御協力というけれども、協力しないということではなくて、この日程がどういうふうに決められるかなと、お互いに共通認識の上で進めるということではいいと思うんです。だから私気になるのは、やむを得ないのはやむを得ないと思いますけれども、7時、8時くらいのこともあるし、だからいいんじゃないかな。6時か7時になるんでも、みんな拘束するわけだから。

委員長（前原吉宏君） 事務局長のほうから夕方6時くらいまで、それから福田委員さんのほうからは5時を過ぎたら次の人に入らない、2つの案が出ております。どのように諮ったらよしいでしょうか。（「議長さんに任せたら」の声あり）

議会事務局長（吉田 泉君） では、一般質問はじゃあ時間を見ながら2日間ということにこだわらず、場合によっては3日目まで入るのもやぶさかじゃないということで、必ず2日間で終わらせるということじゃなくてということで、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（前原吉宏君） それではよろしいですね、皆さん。（「はい」の声あり）

じゃあ、それでお願ひしたいと思います。

議会事務局長（吉田 泉君） あとは、選管の委員さん個人の方につきましては、人選の次第でということになるんだろうと思いますが、先ほどは一応7日とは申し上げましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（前原吉宏君） 日程もう一度確認しておきますか、よろしいですか。我妻副議長。

委員外議員（我妻 薫君） 選管の関係で全協を。

委員長（前原吉宏君） 休憩をお願いします。

午後 1時20分 休憩

---

午後 1時27分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

今の皆さんの意見から、どのようにまとめていくべきなのか。

議長（大橋昭太郎君） 7日前までは努力してみますので。（「大体めどはついているんですか」の声あり）

委員長（前原吉宏君） じゃあ、議長が努力してみるというところで、皆さん協力していただきながら進めていきたいと思います。よろしくをお願いします。

議会事務局長（吉田 泉君） それでは、暫時休憩してもらいまして。

委員長（前原吉宏君） ちょっと休憩します。

午後 1時28分 休憩

---

午後 1時30分 再開

委員長（前原吉宏君） では、再開します。

続きまして、（8）の陳情、要請等に入ります。

陳情書は3件提出されているところですが、内容につきましては陳情書等一覧のとおりになっております。内容確認について、しばらくちょっと休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

---

午後 1時31分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは、再開します。

事務局長、説明。

議会事務局長（吉田 泉君） 説明といたしますが、今お手元に3件陳情書等が提出されております。一番上の東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター、こちらのほうにつきましては平成29年の1月16日に「家賃軽減並びに」というところに入っておりませんが、被災者医療等一部負担金免除の継続復活を求める陳情書というものは、同センター様のほうから平成29年1月16日にこちらに受け付けをしておりまして、その際は配付のみとなっております。

あと、3番目の宮城県保険医協会様のほうから、こちらは件名全く同様の趣旨のものを平成

29年2月14日に受け付けをさせていただいておりまして、こちら配付のみとなっております。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

取り扱いについて、いかがいたしますか。

一番最初の平成30年1月17日受け付けの分につきましては、今事務局長からお話しありましたとおり家賃軽減に関しては初めてだそうですけれども、ほか平成29年1月16日に一度提出されまして、各議員さんのもとに配付済みと。これについては、どうしたらよろしいでしょうか。

副委員長（平吹俊雄君） 陳情書の最初のやつですけれども、ほかのほうの例えば涌谷町さんにも来ているかどうか、その辺どうなのでしょう。近隣の自治体には、この陳情は。

議会事務局長（吉田 泉君） ちょっと近隣全部は調べておりませんが、お隣の涌谷町さんには今回うちのほうに来たのと同様の3件が提出されております。同じですね、こちらの同じ3件であります。

副委員長（平吹俊雄君） 涌谷には全て同じものが来ている。

議会事務局長（吉田 泉君） 涌谷町さんにつきましては、同じものが来ているということですね。

副委員長（平吹俊雄君） 取り扱いまでは聞いていないんですね。

議会事務局長（吉田 泉君） その後どうなったかというのは、ちょっと確認はしてございません。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。

休憩します。

午後 1時45分 休憩

---

午後 2時01分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは、再開いたします。

陳情等一覧の中で、今陳情2件、要望書1件、休憩中に皆さんの御意見いただきました。その中で、配付にとどめて所管の常任委員会で意見書等の提出に向けて各委員会ごとに協議していただき、意見交換する。それぞれの常任委員で意見交換をするということによろしいですか。（「はい」の声あり）ということで局長、お願いします。

では、( 8 )の陳情、要望等について皆さんよろしいですか。(「はい」の声あり)ありがとうございます。

では次、4その他になりますが、何かありませんか。事務局のほうから何かございますか。議会事務局長(吉田 泉君) では、ちょっと改めて確認も含めまして、この審議の予定表のほうでございます。それで、あくまでも予定かと思いますが、一般質問ですね、今2日間にしておりますが、3日目、要するに3月6日になりますが、こちらを一応一般質問で入れておいたほうがよろしいでしょうかね。予定としてもう最初に入れておいて、2日目でもし終わればというほうがよろしいですよ。では、こちらは一般質問で入れますので、加えます。

次なんです、今回は議員派遣は今のところございせんが、もし会議の期間中何かどちらかの視察とかまとまって、どちらか行くということがもしありましたら、最終日議員派遣ということになるかと思いますが、今のところは予定はございせん。

あとは、3点目になりますが、各常任委員会からの政策研究のテーマのほうの関係がございまして、3月会議におきましてどのようなテーマにされるかという形で、流れ的には諸般の報告の中で委員長から「これこれ、こういうテーマで申し出がありました」という流れになるかと思いますが、こちらのタイミングですね。初日のタイミングなのか、それとも最終日のタイミングなのか、その辺多分一緒にされたほうがよろしいかと思っております。(「最終日」の声あり)最終日でよろしいでしょうか。

あと、先ほど行財政の議会活性化調査特別委員会の設置の際、正副委員長の互選は議場でということでしたので、結局そこで第1回目の行財政の特別委員会を開いていただいて、年長委員が一応進行役となって委員長・副委員長の選任をするという形を議場ですることになるんですが、議場でよろしいということはいいんですね。口述的には、もうその関連と申しますか、「委員長はこれこれ、こうです」「副委員長はこれこれ、こうです」という口述で、あと皆さんの確認をとるという部分だけでよろしいということですね。わかりました。

委員長(前原吉宏君) 吉田委員。

委員(吉田眞悦君) だから、本会議一時休憩して特別委員会をするわけだべさ、その正副委員長を選ぶだけの。だから、議場で。

議会事務局長(吉田 泉君) 議場には当然執行部の方もいらっしゃいますけれども、それはそれで。

委員(吉田眞悦君) 初日でしたっけ。

議会事務局長(吉田 泉君) 初日です。設置と同時に、設置終わりましたら早速第1回目の

特別委員会を開いていただいて、正副委員長の互選ということになるんですね。

委員（吉田眞悦君） 4年前のことなんだけれども、議場で全部やった。

議会事務局長（吉田 泉君） 会議録で残っている口述が、そういうふうになっているんです。

委員（吉田眞悦君） それで不都合だという事態が生じていなければ、そのままがいい。それでいいと思うんだけれどもね。

委員長（前原吉宏君） それ、確認しましたよね。

委員（福田淑子君） 今回新しい議会になって初めての定例会なので、そういった流れを知っている人と知らない人といるので、さっきの選挙ももう一回みんなで確認し合わなきゃいけないと思うんです。全協あるんだけれども、やっぱり流れを把握してもらったほうがいいかなと思うのね。その時間をとらないとさ、ちょっと困ると思う。

委員長（前原吉宏君） 全協を開いてということですか。

委員（福田淑子君） お二人さんね、新しい方。

委員長（前原吉宏君） ちょっと休憩しますね。

午後 2時08分 休憩

---

午後 2時09分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

ではそういう形で、当日の朝事務局長のほうに流れを説明していただくことにします。

ほかになれば、これをもちまして議会運営委員会を閉会したいと思います。

閉会の挨拶を、副委員長お願いします。

副委員長（平吹俊雄君） 長時間にわたり、ありがとうございます。

韓国のピョンチャンオリンピックもきのうで終わりました、非常に我々に感動を与えたということで少し明るくなったのかなと感じます。

我々議会といたしましても、2日から定例会が始まりますので、体には十二分に注意して3月議会に備えていただきたいと思います。

本日は大変御苦労さまでございました。



上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長高橋美樹が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 年 月 日

委員 長